

葛飾区人権啓発紙

かつしか 80周年  
区制施行

# こんにちはは人権

Hello Human rights.

Vol. 5

### 今号の主な内容

- 1面 ● 様々な人権課題
- 2・3面 ● 自分らしく生きる、働く「わたしのライフプランニング」
- 女性に対する暴力(DV)相談
- 4面 ● 佐々木常夫さん講演会
- ワーク・ライフ・バランス～幸せになる働き方～
- 明るい社会をめざして

葛飾区総務部人権推進課  
 発行・編集 〒124-0012 葛飾区立石 5-27-1 ウィメンズパル内  
 TEL: 5698-2211 葛飾区HP <http://www.city.katsushika.lg.jp>

## みんなで築こう人権の世紀

### ～12月4日から10日は「人権週間」です～

私たちの身のまわりを、「人権」という視点からもう一度考え直してみると、何気なく過ごしている日常生活の中にも、様々な問題があることに気づきます。お互いをいたわり、思いやることで、全ての人の人権が尊重される明るい地域社会を作っていきましょう。

#### 高齢者を大切にできる心を育てよう

高齢者に対する就職差別や介護者等による身体的・心理的虐待などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため、私たち一人ひとりが高齢者の人権について考えていくことが必要です。

#### 子どもの人権を守ろう

いじめや体罰、児童虐待、児童買春などの人権問題が発生しています。子どもを一人の人間として最大限に尊重し、子どもが安心して健やかに成長できる社会をつくることは大人の責任です。

#### 障害のある人の自立と社会参加を進めよう

障害のある人が車椅子での乗車を拒否されたり、アパートやマンションへの入居を拒否されるなどの人権問題が発生しています。障害のある人が障害のない人と同じように生活し活動することのできる社会にするため、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

#### 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を害されたりする人権問題が発生しています。被害者及びその家族の立場を考え、支援することが大切です。

- 部落差別をなくそう (4面下特集「明るい社会をめざして」)
- 女性の人権を守ろう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう 等



#### 【人権擁護委員をご存じですか】

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、皆さんの人権が侵害されないように見守り、もし人権侵害があった場合はその相談相手となります。また、人権意識の普及活動にも努めています。

#### 【人権擁護委員って何をしているの?】

- 人権身の上相談 (第1火曜日 10時～15時 区民相談室)
- 人権の花運動
- 街頭啓発
- 全国中学生人権作文コンテスト (右写真) などさまざまな活動を行っています。



全国中学生人権作文コンテストの一環として行われる人権擁護委員による講話の様子

# パートナーと一緒にいることが「つらい」「苦しい」「怖い」と感じてしまう…「不安」や「つらい」気持ちを抱えていませんか？

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など、親密な関係にある相手から振られる暴力のことです。被害者は女性が多く、被害が家庭内、個人的な問題としてとらえられ、深刻かつ複雑なものになりがちです。

DVは、長い間「夫婦げんか」、「暴力を振られる方も悪い」といった誤った認識から軽視され、被害が見逃されてきました。

しかし、DVは重大な人権侵害であり、どのような理由があったとしても暴力は決して許されるものではありません。

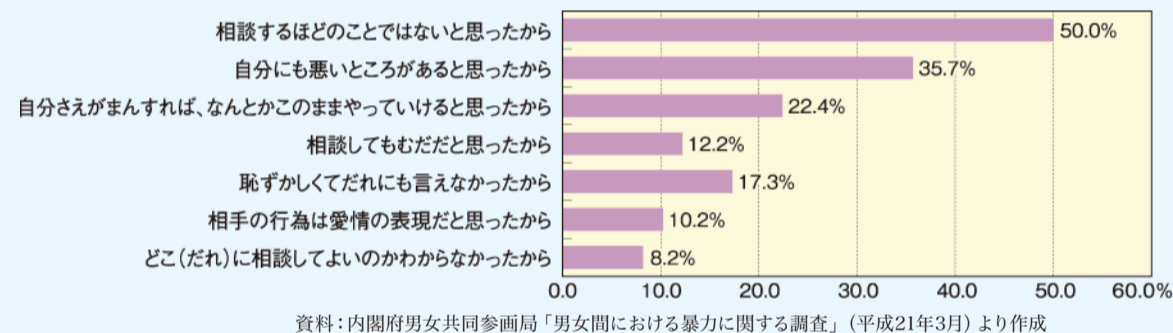
暴力の背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、女性を対等なパートナーとみなさない意識などがあります。

DVは、単なる夫婦げんかではありません。暴力という手段により、相手を怖がらせ、支配し、従属させようとする行為です。

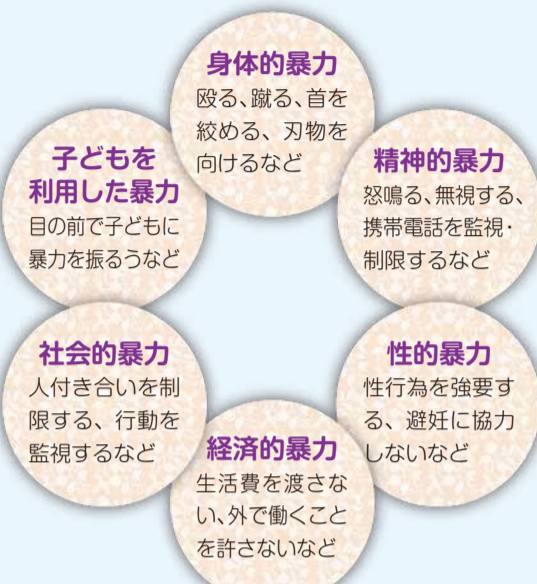
「パートナーがしていることは暴力なの？」  
「ただの夫婦げんかと言われそうで、相談しづらい。」

配偶者・恋人との関係に不安を感じたら、ひとりで悩まず相談してみましょう。どこに相談したらいいのかわからないときは、葛飾区男女平等推進センター ☎5698-2211 までご連絡ください。

## 配偶者からの被害を相談しなかった理由

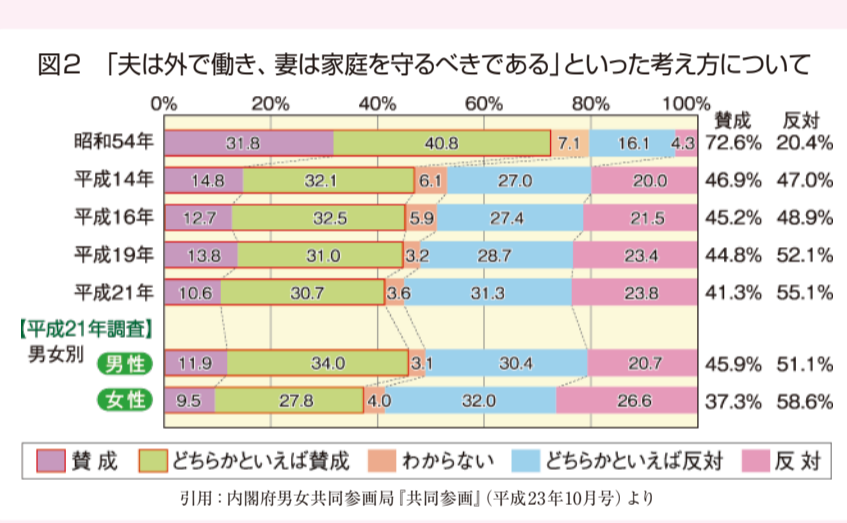


資料：内閣府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」(平成21年3月)より作成



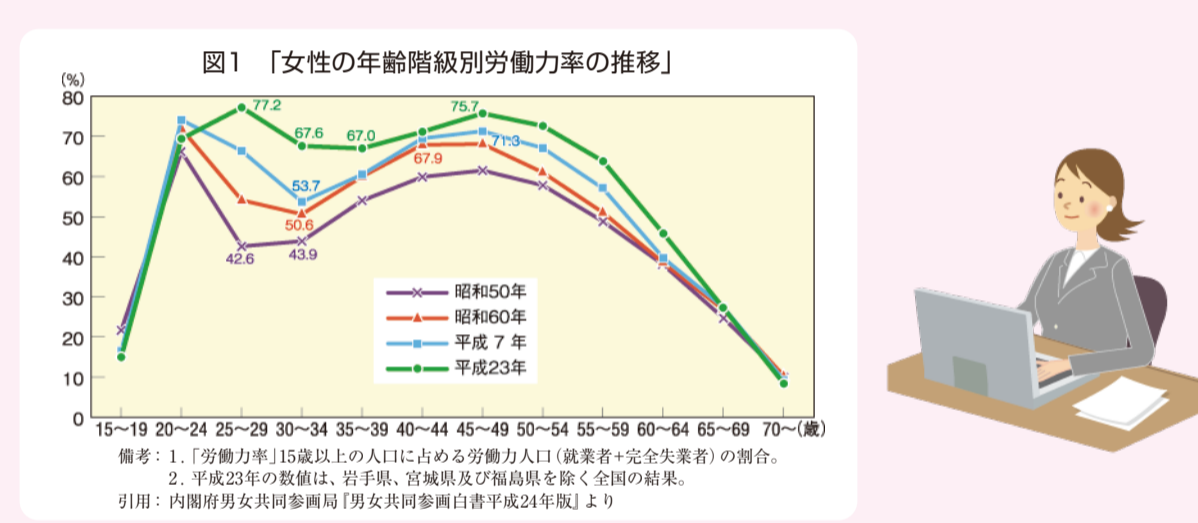
# ライフプランニングは何歳からでも遅くない 自分らしく生きる、働く「わたしのライフプランニング」

女性の社会進出が進み、労働力人口の約4割を女性が占めています。ひとりひとりが自分らしく、自分の人生を輝いて生きるために生涯にわたる「職」との関わりとライフプランニングについて考えます。



男性は自分や女性の働き方をどのように考えていますか？ 諸外国に比べて日本の男性は労働時間が長く、特に子育て期の男性の約5人に1人が、週60時間以上就業しています。

結婚や出産したら仕事はどうしますか？ 日本の女性の年代別労働力率(図1)を見てみると、欧米諸国ではすでに見られない「M字カーブ問題」があります。「35歳から39歳の育児期にあたる女性の労働力率が最も低く、M字の底となっています。」



男女平等推進センターをご利用ください。 男女平等推進センターは、男女平等についての学びの場としてご利用いただくことができます。 講座・講演会 女性の能力開発や自分らしい生き方や働き方を考えるライフプランニング、男性の家事・育児参画や働き方の見直しなど、年間を通して男女平等に関するさまざまな講座・講演会を開催しています。 女性のための相談(要予約・無料) 女性のための各種相談を行っています。 図書資料室 男女平等や女性・人権に関わる内容について豊富な蔵書があります。 葛飾区立図書館の利用カードで借りることができ、インターネットからの検索や予約もできます。

自分らしい生き方、働き方を実現するために何ができますか？ 自分の生き方を自分の意志で自由に選択するためには、人生の目標をしっかりと見据え、意識的かつ計画的に備えを行っていく、ライフプランニングの考え方が有効です。 男女平等推進センターでは、女性が主体的に生き方を選択できるよう、多様な選択肢の存在やワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供するとともに、自分らしい生き方や働き方の実現に向けたライフプランを考える講座を開催しています。

みんなが幸せになるためにどんな働き方がありますか？ 少子高齢化による労働力の低下や人口減少が進む中であっても、将来にわたり安心して暮らせる活力ある社会を実現するためには、女性の活用が鍵になると言われています。 女性の就業に関する意識も、「子どもができたから職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(一時中断型)と職業を続ける方がよい(中断なし就業)に変化しつつあります。 終身雇用制度が崩れ、長引く経済不況の続く日本においては、男性の収入のみで家計を支えることが難しくなり、これまで以上に性別に関わらず一人ひとりが生涯を通じて職と関わりをもつことが大切であると考えられるようになってきました。 働くことは、経済的リスクを低減させるだけでなく、社会的な活躍の場が広がり、自分らしい生き方を実現するための選択肢を増やすことにもつながっていきます。 今や、共働き世帯が片働き世帯を上回り、男性も女性も、それぞれのライフステージや、個人の事情や希望に応じて「仕事」と「生活」のバランスを選択できる柔軟な働き方を求めています。 国も国民のそうした意識の変化を受け、雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保に加え、子育て支援策の充実等の施策による環境整備とともに、多様な働き方や働き方を選択・実現できる社会づくりをめざして、ワーク・ライフ・バランス施策を進めています。

株式会社東レ経営研究所特別顧問

# 佐々木常夫さん 講演会

## 幸せに働き、幸せに生きるために 今日からはじめるワーク・ライフ・マネジメント



自閉症の長男、病に倒れた妻。  
育児、家事、介護に追いかける状況の中、大阪・東京と6度の転勤、破たん会社の再建やさまざまな事業改革など多忙を極めた生活で実践したワーク・ライフ・マネジメントとは？  
ご自身の経験から、幸せに働き、幸せに生きるためのさまざまなアドバイスをお話しいたします。

**ワーク・ライフ・バランスの理想と現実のギャップに悩む方におすすめ!**

発行部数35万部の著書『働く君に贈る25の言葉』を中心に、自分自身の仕事の進め方を工夫することで、上司や職場を動かし、結果として職場全体のワーク・ライフ・バランスの実現につなげていく、今日すぐにでも実行可能な時間管理のヒントと心構えを学びます。

- 【日時】平成25年3月3日(日)午前10時30分から正午
- 【場所】男女平等推進センター 多目的ホール
- 【定員】200名(事前申込・先着順)
- 【申込方法】2月7日(木)午前8時より受付開始  
はなしょうぶコール ☎03-6758-2222  
年中無休 午前8時～午後8時まで

### 介護しながら働き続けるために

## ワーク・ライフ・バランス～幸せになる働き方～

「144,800人」、これは家族の介護や看護をするために、平成18年10月～平成19年9月の1年間で離職や転職をした人数です。

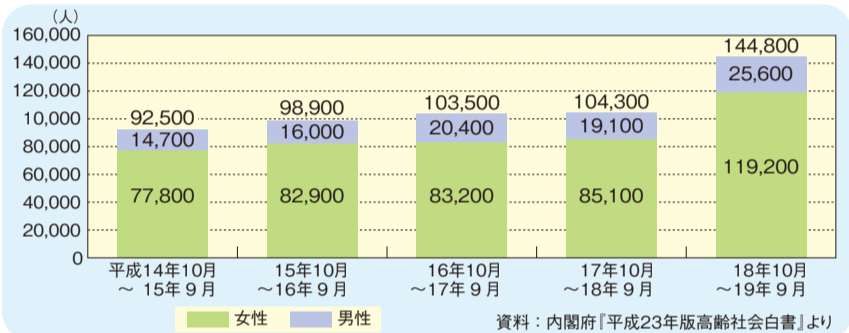
介護を理由とした離職・転職は女性に限らず、世界に類をみない超高齢化社会を迎えた日本の労働者全体が抱える問題です。事実、前出の離職・退職者の中には、男性も25,600人が含まれており、そのうち約6割を50～60歳代が占めています。

働き盛りの管理職を含む人材の突発的な流出は、企業にとっても今後ますます大きなリスク要因になっていくことでしょう。

これまで仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)は、育児世代の「仕事と子育ての両立」の視点から捉えられることが多かったのですが、高齢化が一段と進むこれからは、介護しながら働く「仕事と介護の両立」も重要な視点になっていきます。

誰もが幸せに働き、幸せに生きるための鍵はワーク・ライフ・バランスです。あなたも佐々木さんの講演を聞いて、一緒に考えてみませんか？

### 介護・看護を理由に離職・転職した人数



### 【同和問題とは】

歴史的、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、封建時代に確立した身分制度と結びつくことにより、現在もなおさまざまなかたちで現れている重大な人権問題です。

封建時代において、武器・馬具や多くの生活用品に必要な皮革を作る仕事や、地域の警備を行うなど、当時の生活に欠かせない役目を専門に担っていた人々がいましたが、彼らは住む場所、仕事、結婚、交際など、生活のすべての面できびしい制限を受け、差別されていました。

それらの人びとが住まわされていたところが「同和地区(被差別部落)」、それらの人びとに対する差別が「部落差別」といわれています。

### 明るい社会をめざして

## 同和問題の解決のために

「同和問題って今でもあるの?」と思う方がいるかもしれません。しかし、現在でも、同和地区出身者の心を傷つけるような差別事象が後を絶ちません。人は、自分の意思で生まれる場所を選べませんが、本人や家族が生まれた場所によって差別をされてしまうとしたら、とても不合理なことです。

私たち一人一人が同和問題を正しく理解することを通して、すべての人の基本的な人権が尊重される明るい地域社会を作っていきましょう。

**同和問題に関しては、近年になってもなお全国で数々の差別事象が発生しています。**

**就職や結婚にかかわる差別と差別につながる調査**

企業への就職にあたり、今もなお、企業が採用希望者に本籍地や家族の職業など、本人の仕事への適性や能力に関係ないことを履歴書に書かせたり、面接の際に聞いたりする事例があり、その結果、同和地区の出身であるという理由で不採用とされてしまうケースがあります。

また、自分の子どもの交際相手と同和地区出身者であることがわかった場合、結婚に反対する親もいます。

さらに、就職や結婚のときなどに、調査会社などを使ってひそかに出身地や家族の状況を調べる身元調査が行われるケースがあります。

例えば、行政書士や司法書士が職務上認められている権限を悪用して戸籍謄本等を取寄せ、それを調査会社に渡していたり、企業が調査会社に依頼して、就職希望者の家族状況などを調べるといった事件がありました。

### インターネットによる差別

最近では、インターネットを利用した差別的な書き込みも後を絶ちません。掲示板への差別的な書き込みだけでなく、被差別部落などを撮影した写真に差別的なコメントを添えた個人ホームページも見つかりました。

**また、葛飾区内でも、いまだに差別事象が起きています。**

### 差別落書き

平成22年には、総合スポーツセンターやその看板、中川沿いのフェンス看板、

市街地の道路標識や電柱などで数多くの差別落書きが発見されました。さらに平成23年3月にも、中川沿いの転落防止柵に差別落書きが発見されています。

差別落書きは、長時間放置されると多くの人の目に触れることになり、差別を助長することにもつながりかねない悪質な行為です。

こうした差別事象を皆さんはどう思われましたか？  
現在でも差別をする人と、その差別に苦しんでいる人たちがたくさんいるのです。

どの差別事象も、同和地区出身者の心を深く傷つけるだけでなく、平穏な生活をも脅かしかねない重大な人権侵害であり、決して許すことはできません。

部落差別をなくしていくためには、まず私たち一人一人が、同和問題に関しても起きている差別事象に深い関心を持ち、どうすれば差別をなくすることができるのかを真剣に考えることが大切です。

東京都では、「明るい社会を目指して～同和問題理解のために～」や「みんなの幸せをもとめて～同和問題をはじめ人権問題を学ぶために～」などの人権啓発、人権教育のための冊子を発行しています。

葛飾区は、都と協力しながら、こうした冊子を活用し、区民の皆さんが同和問題への理解を深め、差別や偏見をなくするための取り組みを進めています。

